

「安心積金」説明書

1. 商品名	「安心積金」(スーパー積金)	
2. 取扱期間	・ 2025年4月1日(火)～2026年3月31日(火)	
3. 販売対象	・ 当金庫口座を給与振込口座にご指定頂いている個人の方	
4. 掛込期間	・ 1年、2年、3年、4年、5年	
5. 掛込金額	・ 1万円以上10万円以内(1,000円単位)	
6. 預入方法	・ 給与振込口座からの自動振替のみの取り扱いとします。	
7. 払戻方法	・ 満期日以後に払込総額と給付補てん金(利息)を一括して払い戻します。	
8. 利息	(1)適用金利	・ 固定金利 ご契約時の店頭表示金利に0.05%を上乗せした利率を満期日まで適用します。
	(2)利払方法	・ 給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。
	(3)計算方法	・ 付利単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
9. 税金	・ 給付補てん金には復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 なお、マル優は利用できません。	
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、下記の(1)、(2)の期限前解約利率により計算した期限前解約利息とともに支払います。 (1) 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通預金利率 (2) 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定利回り×60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とする。)	
11. 金利情報の入手方法	・ 店頭表示金利については、店頭備え付けの金利表示ディスプレイまたは当金庫ホームページをご覧ください。窓口へご照会ください。 【当金庫ホームページアドレス https://www.hanshin-ca.co.jp 】	
12. 苦情処理措置	・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話：0120-8040-19)にお申し出ください。	
13. 紛争解決措置	・ 愛知県弁護士会(電話：052-203-1777)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。	
14. その他参考となる事項	・ 満期日以降のお利息は、解約日における普通預金利率により計算いたします。 ・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 証書式のみのお取り扱いとします。 ・ お1人さま1口までとし、定期積金は給与振込口座のある店舗で作成するものとします。 ・ お1人さま1金融機関あたり、決済用預金を除く他の預金と合算して、元本1,000万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。 ・ 本説明書以外の取扱につきましては、「定期積金規定」によりお取り扱いします。 ・ 金融情勢により預金金利が変更となる場合があります。	